

木曽川下流河川事務所の管内において河川を利用される皆様へ



## 河川における許認可の申請手続で押印が不要になり 電子メールでの申請ができるようになりました！

河川に関する許認可などの手続のうち、押印などが不要となるもの（抜粋）		
こんなときは	押印などが不要となった様式	河川法等
(1) 河川の流水を占有したいとき	許可申請書（乙の1）	第23条
(2) 河川の流水の占有の登録をしたいとき	登録申請書（乙の1の2）	第23条の2
(3) 河川区域内の土地を占有したいとき	許可申請書（乙の2）	第24条
(4) 上記の占有が終了したとき	占有廃止届	
(5) 河川区域内において、工作物を新築、改築、除却したいとき	許可申請書（乙の4）	第26条
(6) 河川区域内の土地において、土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状を変更したいとき、または竹木の植栽若しくは伐採をしたいとき	許可申請書（乙の5）	第27条
(7) 河川保全区域において工作物の新築、改築、土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状を変更したいとき	許可申請書（乙の4）（乙の5）	第55条
(8) 許可後、工事着手したいとき	着工届	許可条件
(9) 許可に関する工事が完了したとき	完成届	
(10) 許可に基づく地位の承継手続をしたいとき	地位承継届	第33条
(11) 許可に基づく権利の譲渡をしたいとき	権利譲渡承認申請書	第34条
(12) 住所、氏名、所在地、名称を変更したいとき	住所変更届	許可条件
(13) 河川区域を一時的に使用したいとき	河川一時使用届	-

※その他、上記以外で押印などが不要となるものは申請窓口にお問い合わせください。

上記の申請書類は、電子メールでの提出ができるようになりました。詳細は、以下の窓口へお問い合わせください。

担当出張所	該当区間	住所・電話番号
桑名流域治水出張所	○損斐・長良背割堤 背割堤下流端～損斐・長良背割堤（三重県・岐阜県境） ○損斐川 右岸 河口部～前川樋管上流端（10.4K+67m）～大巻排水機场上流100m付近（24.8K+50m） ○多度川 損斐川合流地点～新多度橋上流端 ○肱江川 損斐川合流地点～新肱江橋上流端	三重県桑名市大字福島465 0594-23-6013
弥富出張所	○木曽川 左岸 河口部～東海大橋上流50m付近（22.8K+90m）	愛知県弥富市綱浦町東前新田122-2 0567-67-0229
長島出張所	○木曽川 右岸 河口部～木曽・長良背割堤上流端 ○損斐川 左岸 河口部～損斐・長良合流地点 ○長良川 左岸 損斐・長良合流地点～木曽・長良背割堤上流端	三重県桑名市長島町大倉17-52 0594-42-0257
海津出張所	○損斐川 左岸 損斐・長良背割堤（三重県・岐阜県境）～今尾橋上流300m付近（26.8K） ○長良川 右岸 損斐・長良背割堤（三重県・岐阜県境）～大敷大橋下流300m付近（30.2K）	岐阜県海津市海津町東小島23 0584-53-0483

《ご注意事項》

- ・各種様式は、上記担当出張所より提供いたします。また、当事務所HPからもダウンロードできます。
- ・添付書類などでデータ容量が大きい場合、電子メールでのご提出をお受けできない場合があります。
- ・一部手続は押印の省略（及び電子メールでの提出）ができません。詳細は上記担当出張所または下記にお問い合わせください。

《問い合わせ先》

〒511-0002 三重県桑名市大字福島465 木曽川下流河川事務所 占用調整課 TEL:0594-24-5718